

豊 福 監 第 1239 号
令和 4 年 (2022 年) 2 月 21 日

社会福祉法人
あけぼの事業福祉会 理事長 様

豊中市長 長内 繁樹
(公 印 省 略)

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査の結果について (通知)

社会福祉法第 56 条、児童福祉法第 46 条及び児童福祉法施行令第 38 条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 19 条第 1 項により、令和 4 年 (2021 年) 1 月 12 日 (水)、19 日 (水) 及び 26 日 (水) に実施した標記については、下記のとおりです。

この通知による指導事項について、別添「指導監査改善報告書」により令和 4 年 (2022 年) 3 月 21 日 (月) までに報告してください。また、この通知以外で指導監査時に指摘した事項についても早急に改善を図り、より一層適正な法人の運営に努めてください。

なお、期日までに提出がない場合は、改善が図られないものとして取り扱いますので、必ず期日までに提出してください。

記

対 象 法 人	指 導 結 果
<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人あけぼの事業福祉会 (全日監査)・あけぼのぼんぽこども園 (半日監査)・あけぼの風の森保育園 (半日監査)・認定こども園あけぼのドロップス (半日監査)・あけぼのぶんぶん (半日監査)・豊中あけぼのこども園 (半日監査)	改善指導事項あり (改善指導事項は、別紙のとおりです。 その他の事項は、実施日に口頭で指導済みです。)

豊中市福祉部 福祉指導監査課
法人指導係
担 当 : 山 田
電話番号: 06-6858-3109
F A X: 06-6858-4325
mail: fukushidou@city.toyonaka.osaka.jp

指導監査改善報告

法人名：社会福祉法人 あけぼの事業福祉会

事業所名：豊中あけぼのこども園、あけぼのぶんぶん、
あけぼの風の森保育園、あけぼのドロップス
あけぼのぼんぼこども園

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
本部運営	<p>(定款細則について)</p> <p>定款第 45 条に規定している定款運営細則が制定されていないので、制定すること</p> <p>【根拠法令等：定款第 45 条】</p>	令和 4 年 3 月 15 日	次回理事会にて定款細則を制定する。
	<p>(評議員会及び理事会について)</p> <p>評議員会及び理事会において、その決議に係る特別の利害関係を有する評議員及び理事は、議決に加わることができないため、当該決議を行なう前に当該評議員及び理事の確認を行なうこと。</p> <p>【根拠法令等：社会福祉法第 45 条の 9 第 6 項及び第 8 項、同条の 14 第 4 項、第 5 項】</p>	次回理事会及び評議員会より	次回以降の理事会及び評議員会議事録作成時には、利害関係の有無を確認したことが客観的に確認できる文言を記載する。
利用者支援	<p>(避難及び消火訓練について)</p> <p>避難及び消火訓練が実施されていない月があるので、毎月 1 回以上実施し、記録を残すこと。</p> <p>(あけぼのぼんぼこども園)</p> <p>【根拠法令等：豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する条例第 18 条】</p>	令和 4 年 1 月より	今後は法令等を順守し、月 1 回の避難及び消火訓練をする。

* 上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

指導監査改善報告

法人名：社会福祉法人 あけぼの事業福祉会

事業所名：豊中あけぼのこども園、あけぼのぶんぶん、
あけぼの風の森保育園、あけぼのドロップス
あけぼのぼんぽこども園

項目	指摘内容	改善状況	
		改善時期又は改善予定時期	改善方法
施設会計	<p>(保育所における委託費の運用について)</p> <p>積立資産支出及び当期資金収支差額合計の額が、収入決算額の5%を超えているので、当市こども事業課宛てに収支計算分析表を提出すること。</p> <p>(あけぼの風の森保育園、あけぼのぶんぶん)</p> <p>【根拠法令等：平成27年9月3日付府子本第254号・雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省雇用均等・児童家庭局連名通知「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について5(2)④」、令和3年6月14日付豊こ事第471号豊中市こども未来部こども事業課長通知「私立保育所に対する委託費の経理等について」に係る手続について】</p>	令和4年3月14日	豊中市こども事業課へ提出済。

* 上記改善状況に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。